

2021年6月10日

株 主 各 位

名古屋市 中村区 名駅四丁目15番15号
名古屋 総合市場ビル
株 式 会 社 海 帆
代表取締役社長 國 松 晃

第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

◎新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますので、書面（郵送）での議決権を行使頂き、当日のご来場はお控え頂きますよう強くお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始は、午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
ウインクあいち（愛知県産業労働センター）
小ホール1
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
3. 目 的 事 項 第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び
報 告 事 項 計算書類報告の件
- 決 議 事 項
第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kaihan.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 〇株主総会でのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、総会開催時点での新型コロナウイルス感染症の流行の状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮頂き、ご来場くださいますようお願い申し上げます。総会会場では、感染予防の対策をさせて頂く場合もありますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

自 2020年4月1日
至 2021年3月31日

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の発出や外出の自粛要請により、国内の個人消費は落ち込み、経済活動が停滞するなど、経営環境の悪化に対し非常に厳しい状況で推移しました。新型コロナウイルス感染症の拡大に関しては、未だに収束時期の見通しが立たないことから、依然として厳しい経営環境が続き、今後の経済活動も不透明な状況で推移しております。

当社が属する国内の外食業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、店舗の臨時休業や営業時間短縮を余儀なくされました。また、会食の自粛やテレワークの普及などによる生活様式の変化によって、店内飲食需要の減少や、デリバリー・テイクアウトの需要が増加し、急激な変化への対応が必要になりました。

このような状況の中、当社におきましては、店舗設備における清掃の強化、消毒、マスクの着用や手洗い消毒の徹底など、感染拡大防止に努めてまいりました。また、店内飲食需要の減少により、デリバリーやテイクアウト、ランチメニューの導入など、新たな生活様式に対応するための事業改善を進めておりますが、2021年1月には再び緊急事態宣言が発出され、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況に対応すべく、経営資源の選択と集中を推し進め、収支の改善を企図した取り組みとして、業態と立地の見直しを行い、コロナ禍での早急な業績改善が厳しいと思われる店舗或不採算店舗の退店など、意思決定を鋭意進めてまいりました。また、一部直営店舗に関してはFC店舗への転換などを進めてまいりました。その結果、2021年3月末現在の店舗数は、直営店34店舗（前事業年度末は87店舗）、フランチャイズ店9店舗（前事業年度末は5店舗）となりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高861百万円(前事業年度比78.3%減)、営業損失933百万円(前事業年度は営業損失465百万円)、経常損失791百万円(前事業年度は経常損失470百万円)、当期純損失1,066百万円(前事業年度は当期純損失695百万円)となりました。当事業年度においては、不採算店の退店と業態変更による採算改善に取り組みましたが、全社的な採算の改善には至らず、営業赤字を拡大するに至りました。また、今後の業績回復が合理的に見込めない店舗に関して、特別損失として減損損失195百万円を計上するに至りました。

当社におきましては、先述の新型コロナウイルスの影響により、休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、また、外食需要の急激な減退により、かつてない危機的な経営環境下にあります。このような状況下においても、ピンチをチャンスに変えるべく事業構造の転換を企図し、事業の再生による経営回復に全力で取り組んでまいります。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務状況を勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資につきましては、ブランド転換工事及び改装工事となり、設備投資総額は22百万円となりました。

③ 資金調達の状況

2021年1月6日開催の当社臨時株主総会の決議により、第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行を行い、2020年1月7日付で615百万円の資金調達を行いました。

また、第4回新株予約権の行使により、2021年2月に80百万円、2021年3月に40百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2018年 3 月期)	第 16 期 (2019年 3 月期)	第 17 期 (2020年 3 月期)	第 18 期 (当連結会計年度) (2021年 3 月期)
売上高(千円)	5,840,280	4,920,249	—	—
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	9,711	△261,655	—	—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)(千円)	△137,148	△510,476	—	—
1株当たり当期純損失 (△)(円)	△38.31	△142.18	—	—
総資産(千円)	2,852,306	2,152,463	—	—
純資産(千円)	714,857	190,019	—	—
1株当たり純資産(円)	199.03	52.85	—	—

(注) 子会社である株式会社魚帆が2019年3月末に事業を休止したことにより、2020年3月期より連結決算から単体決算に移行いたしました。よって、2020年3月期及び2021年3月期の記載は行っておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 (2018年 3 月期)	第 16 期 (2019年 3 月期)	第 17 期 (2020年 3 月期)	第 18 期 (当事業年度) (2021年 3 月期)
売上高(千円)	5,768,414	4,861,750	3,977,825	861,147
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	1,027	△250,052	△470,421	△791,540
当期純損失(△)(千円)	△129,571	△500,441	△695,604	△1,066,398
1株当たり当期純損失 (△)(円)	△36.19	△139.38	△192.51	△183.48
総資産(千円)	2,838,006	2,150,383	1,255,930	724,330
純資産(千円)	695,621	180,818	△314,791	△646,463
1株当たり純資産(円)	193.67	50.29	△80.95	△50.85

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権 比率	当社との関係
T B I株式会社	1,000千円	68.61%	—

(注) 親会社とは、新株予約権の行使の取引があります。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の属する外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による店舗の臨時休業や時短営業、外出控えやテレワーク導入への生活様式の大きな変化により、今後の経済活動においてより一層深刻なものとなっておりま。こうした中、当社は、「幸せな食文化の創造」という社是のもと、ビジネスチャンスを着実に収益に繋げ、企業価値を高めていくために、以下の点に取り組んでまいります。

① 財務体質の健全化

2021年1月に行った臨時株主総会により決議いたしました、第三者割当による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行にて調達いたしました資金をもとに、借入金の返済や不採算店舗の撤退を押し進めてまいりました。また、役員報酬の減額、地代家賃の減額や免除、賃料の減額交渉、業務の効率化による経費の削減を行ってまいりました。

さらに、今後は飲食業向けの融資や各種補助金・助成金の活用をするとともに、コロナ禍を見据えた店舗運営を行い、業績の回復を図ってまいります。

② 経営管理体制の強化

当社は、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンス向上への積極的な取り組みが不可欠であると考えております。当社といたしましては、今後も意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実、監査役及び会計監査人による監査との連携強化等になお一層努めてまいります。加えて、全従業員に対しても、継続的なコンプライアンスの啓蒙・教育も実施してまいります。

また、2020年に入り猛威を振るいはじめた新型コロナウイルス感染症の拡大は、国内外において大きな影響を及ぼしております。当社においても、政府・自治体による外出自粛要請等に伴い、店舗の臨時休業や営業時間の短縮を余儀なくされ、また、外食需要の急激な減退により、かつてない危機的な経営環境下にあります。

当社におきましては、このような状況下においても、事業構造を転換するチャンスと考え、しっかりとした経営基盤を立て直し、業績回復に全力で取り組んでまいります。

③ 衛生管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や食材の偽装表示の問題等により、食品の安全性や品質管理に対する社会的な要請が強くなっております。また、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためには、より一層入念な消毒を実施することが重要となります。

当社の各店舗・事業所におきましては、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、本社人員による店舗への定期的な監査も行っております。また、その結果に基づき、各店舗・事業所に指導を行う等の衛生管理体制を整備しております。

④ 人材の確保及び育成

当社における最も大切な経営資源は「人」であります。当社独自の風土が生み出す「人間力」は、サービス向上の原動力であり、差別化の源泉として、貴重な経営資源であると考えております。

当社としましては、従来から注力している新卒・中途採用の一層の充実を図り、育成につきましては、店舗スタッフのOJTは勿論、マネジメントクラスへのマネジメント研修も実施するほか、人事制度の一層の充実にも取り組んでまいります。

⑤ 営業基盤の立て直し

外食産業におきましては、個人消費の低迷を受けての低価格路線や、企業間競争の激化による既存店売上の減少等により、企業収益の低下傾向が長く続いており、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響も甚大なものになっております。

当社の飲食事業におきましては、2021年3月31日現在で、11業態43店舗を有しておりますが、そのうち19店舗が居酒屋業態の「なつかし処昭和食

堂」であり、残りの店舗についてもほとんどが居酒屋業態となっております。

政府及び自治体の発出による、外出自粛や会食の自粛、テレワークの導入など生活様式の変化の中で、当社の事業内容を早急に見直す必要がございます。そのような環境のなか、デリバリーやテイクアウト、一部店舗へのランチタイムの導入など、コロナ禍でも消費者ニーズに対応し、お客様の満足度を十分確保する観点で、立地特性に応じたメニュー開発や接客サービスの向上に注力し、お客様に喜んで頂ける店づくりに努めることを通して、収益力の底上げを図ってまいります。

(5) **主要な事業内容**（2021年3月31日現在）

当社は飲食事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(6) 主要な事業所及び店舗（2021年3月31日現在）

① 本社 愛知県名古屋市中村区

② 店舗（直営34店舗、FC9店舗）

業態名	店舗数	都道府県別
なつかし処昭和食堂	19店	愛知県 10店 三重県 3店 岐阜県 4店 熊本県 1店 鹿児島県 1店
えびすや	3店	愛知県 1店 宮崎県 1店 熊本県 1店
大須二丁目酒場	2店	愛知県 2店
上方御馳走屋うるる	1店	大阪府 1店
ベビーフェイスプラネッツ	1店	岐阜県 1店
餃子・ハイボール酒場 熱々屋	6店	愛知県 6店
立喰い焼肉 治郎丸	5店	東京都 4店 神奈川県 1店
海鮮個室居酒屋 葵屋	1店	埼玉県 1店
サムギョプサル美味しいお店 ぶた韓	3店	愛知県 2店 三重県 1店
炭火焼干物定食 しんばち食堂	1店	東京都 1店
その他	1店	愛知県 1店
合計	43店	

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
72名 (38名)	89名減 (210名減)	38.3歳	4年7ヶ月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、() 外数は臨時従業員の年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。
2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。
3. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社愛知銀行	325,001千円
株式会社商工組合中央金庫	158,000千円
株式会社北陸銀行	93,416千円
株式会社三井住友銀行	80,000千円
株式会社大垣共立銀行	79,972千円
株式会社名古屋銀行	72,516千円
株式会社りそな銀行	8,370千円
株式会社十六銀行	4,000千円
株式会社関西みらい銀行	2,628千円

(注) 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、各国政府による渡航制限を受けて訪日客が減少するとともに、日本政府による緊急事態宣言、自治体からの自粛要請により、国内外食需要は重要な影響を受けております。当社としても、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、一部店舗の臨時休業や営業時間短縮を実施しております。この結果、2020年3月以降、当社店舗への来店客数は大きく減少し、売上高が著しく減少しております。

2021年1月にも緊急事態宣言が発出され、現状でも当該感染症の終息及び外食需要の回復には一定期間を要すると考えられることから、資金繰りに懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消又は改善するための対応策は、「個別注記表(1)継続企業の前提に関する注記」に記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,555,600株
- ② 発行済株式の総数 12,888,900株
- ③ 株主数 5,611名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
T B 1 株 式 会 社	8,500千株	68.61%
久 田 敏 貴	2,342千株	18.91%
a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	83千株	0.67%
上 遠 野 俊 一	49千株	0.40%
海 帆 取 引 先 持 株 会	24千株	0.19%
ML INTK EQUITY DERIVATIVES	22千株	0.18%
J. P. Morgan Securities pls	20千株	0.16%
株 式 会 社 S B I 証 券	19千株	0.15%
楽 天 証 券 株 式 会 社	18千株	0.15%
久 田 由 美 子	17千株	0.14%

(注) 自己株式は所有しておりません。

- ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- ⑥その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（2021年3月31日現在）

① ストックオプション制度の内容

該当事項はありません。

② ライツプランの内容

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

当社は、2020年12月7日開催の取締役会において、「第三者割当増資による新株式の発行及び第4回新株予約権の発行」を決議し、2021年1月6日に行われた当社臨時株主総会において承認決議がされた新株予約権の内容は、次のとおりであります。

名 称	第 4 回 新 株 予 約 権
発行決議日	2021年1月6日
新株予約権の数	3,750個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）2
新株予約権の目的となる株式の数	3,750,000株(注) 3
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 4,000円(注) 4
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	新株予約権1個当たり80,000円 (1株当たり80円)
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額	(注) 5
新株予約権の行使期間	2021年1月7日から 2023年1月6日まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできな い。
自己新株予約権の取得の事由及び取 得の条件	(注) 6

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

(注) 1. 当事業年度の末日 (2021年 3 月 31 日) における内容を記載しております。提出日の前月末現在 (2021年 4 月 30 日) において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 2. 株式会社海帆 普通株式 (以下「当社普通株式」という) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。
なお、単元株式数は100株である。

(注) 3. (1) 第 4 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という) 1 個の行使により当社が普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する数は1,000 株 (以下「対象株式数」という。) とする。

(2) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式3,750,000株とする。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株の発行若しくは自己株式の処分 (ただし、新株予約権の行使により新株を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る、(注) 4 の (3) による行使価額の調整に関し、同号に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

(3) 本項 (2) に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(注) 4. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、80円とする。ただし、本項 (3) の規定に従って調整されるものとする。

(3)行使価額の調整

- ①当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- ②当社は、本号①の場合のほか、本号③に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前行使} \\ \text{価額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{交付} \\ \text{普通株式数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{の払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{時価} \end{array}}$$

$$\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}$$

- ③行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 本号⑤の(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本号⑤の (ii) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）又は本号⑤の (ii) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- (iv) 本号③の (i) ないし③の (iii) の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号③の (i) ないし③の (iii) の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる 1 株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- ④ 本号①から③までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

- ⑤ (i) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- (ii) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本号3の(iv)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (iii) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑥本号①及び第②の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (i) 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- (ii) その他行使価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑦本号に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本号①に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- (注) 5. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合

はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

(注) 6. 本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降、当社から割当された者に対し相当期間を付して新株予約権の行使を催告しても、割当された者が行使しなかった場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき4,000円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又はそのうちの一部を取得することができる。

(注) 7. 当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権を行使することのできる期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の注記5の(2)に準じて決定する。

(6) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

「新株予約権の行使時の払込金額」の注記4の(1)に準じて決定する。

- (7) 其他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。
- (8) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	國 松 晃	
取 締 役	久 田 敏 貴	
取 締 役	家 田 大 輔	
常 勤 監 査 役	神 田 敏 行	
監 査 役	細 野 順 三	freebalance株式会社代表取締役 ソルト・コンソーシアム株式会社非常勤監査役 COMPANY X株式会社非常勤監査役 株式会社ジェイグループホールディングス社外取締役 株式会社ファッツ社外取締役 株式会社テイクユー非常勤監査役
監 査 役	竹 尾 卓 朗	竹尾公認会計士事務所所長 C T S 監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役家田大輔氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役神田敏行氏、監査役細野順三氏及び監査役竹尾卓朗氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役神田敏行氏は、長年にわたり他社にて監査に携わってきた経験があります。
 - ・監査役細野順三氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役竹尾卓朗氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 2020年6月30日に取締役 小島聡、2020年9月30日に取締役 福井敦之、2020年12月25日に取締役 木曾憲次郎は辞任いたしました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。

このD&O保険契約の被保険者は、当社の全役員及び執行役員及び管理職従業員及び会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

契約内容は以下のとおりであります。

- ・保険期間は2021年4月17日から2022年4月17日です。
- ・補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

(i) 会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害(法律上の損害賠償金、争訟費用)を補償対象としています。

(ii) このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年6月27日の第11期定時株主総会であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を300,000千円(当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名)、監査役年間報酬総額の上限を50,000千円(当該定時株主総会終結時点の監査役員数は3名)とするものです。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 國松晃であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬のみであります。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	66,601 (1,180)	66,601 (1,180)	－ (－)	－ (－)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	9,440 (9,440)	9,440 (9,440)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	76,041 (10,620)	76,041 (10,620)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

(注) 上表には当期中に退任した取締役3名を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役細野順三氏は、freebalance株式会社の代表取締役を兼務し、株式会社ファッズ及び株式会社ジェイグループホールディングスの社外取締役、ソルト・コンソーシアム株式会社、COMPANY X株式会社及び株式会社テイクユーの非常勤監査役であります。なお、当該法人等と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役竹尾卓朗氏は、竹尾公認会計士事務所所長、C T S 監査法人代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 家 田 大 輔	当事業年度に開催された取締役会23回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地より、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 神 田 敏 行	当事業年度に開催された取締役会23回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。他社において携わった経験と知見より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 細 野 順 三	当事業年度に開催された取締役会23回のうち22回、また、監査役会14回全てに出席いたしました。経営コンサルタント会社の経営者として長年の経験より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役 竹 尾 卓 朗	当事業年度に開催された取締役会23回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を4回実施しました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 フロンティア監査法人

(注) 当社の会計監査人であった監査法人東海会計社は、2020年6月26日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

② 報酬等の額

	監査法人東海会計社	フロンティア監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	6,000千円	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	6,000千円	15,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
 - ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
 - ハ. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
 - ニ. 取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 代表取締役社長は、管理本部長をリスク管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - ロ. リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ロ．取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ．代表取締役社長は、管理本部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ロ．万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- ハ．当社の取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンスマニュアル」を定める。
- ニ．当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査役・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ．当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役が必要と判断した場合、取締役会はそれに応じて、当該使用人を任命及び配置する。
- ロ．補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。
- ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- ハ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査役に報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- ロ. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社におきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

3ヶ月毎に開催されるコンプライアンス委員会におきましては、コンプライアンスやリスク管理に関する課題等について協議を行っております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備も進めております。

監査役会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	314,912	流 動 負 債	815,656
現金及び預金	44,796	買 掛 金	15,676
売 掛 金	8,825	短 期 借 入 金	1,800
原 材 料	10,237	1年内返済予定の長期借入金	362,469
貯 蔵 品	855	リ ー ス 債 務	5,792
前 払 費 用	16,831	未 払 金	240,698
未 収 入 金	206,883	未 払 法 人 税 等	48,624
未 収 消 費 税 等	24,320	前 受 金	5,618
そ の 他	2,413	預 り 金	41,204
貸 倒 引 当 金	△252	株 主 優 待 引 当 金	5,518
固 定 資 産	409,417	事 業 整 理 損 失 引 当 金	71,739
有 形 固 定 資 産	214,596	資 産 除 去 債 務	11,834
建 物	165,036	そ の 他	4,680
車 両 運 搬 具	738	固 定 負 債	555,137
工具、器具及び備品	12,575	長 期 借 入 金	480,664
リ ー ス 資 産	6,307	繰 延 税 金 負 債	3,960
土 地	29,737	リ ー ス 債 務	1,879
そ の 他	201	資 産 除 去 債 務	37,363
無 形 固 定 資 産	7,605	そ の 他	31,269
の れ ん	4,357	負 債 合 計	1,370,793
商 標 権	678	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	1,459	株 主 資 本	△655,463
そ の 他	1,109	資 本 金	657,069
投 資 そ の 他 の 資 産	187,216	資 本 剰 余 金	643,757
関 係 会 社 株 式	3,000	資 本 準 備 金	643,757
長 期 前 払 費 用	2,820	利 益 剰 余 金	△1,956,290
敷 金 及 び 保 証 金	144,981	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,956,290
そ の 他	36,413	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,956,290
資 産 合 計	724,330	新 株 予 約 権	9,000
		純 資 産 合 計	△646,463
		負 債 純 資 産 合 計	724,330

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		861,147
売 上 原 価		257,621
売 上 総 利 益		603,525
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,537,316
営 業 損 失		933,790
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	311	
受 取 手 数 料	444	
助 成 金 収 入	162,985	
そ の 他	9,034	172,775
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 及 び 社 債 利 息	25,399	
そ の 他	5,125	30,525
経 常 損 失		791,540
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	29,893	
受 取 保 険 金	13,800	
債 務 免 除 益	27,012	
そ の 他	3,139	73,847
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,221	
減 損 損 失	195,404	
事 業 整 理 損 失 引 当 金 繰 入 額	112,331	
そ の 他	7,622	328,580
税 引 前 当 期 純 損 失		1,046,274
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	19,819	
法 人 税 等 調 整 額	304	20,124
当 期 純 損 失		1,066,398

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

株式会社海帆

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 藤 井 幸 雄 ㊞

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 本 郷 大 輔 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年4月1日から2021年3月31日までの事業年度に当期純損失1,066,398千円を計上しており、2021年3月31日現在において貸借対照表上646,463千円の債務超過の状況にあることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、新型コロナ対策としてインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 臨時株主総会、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びフロンティア監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、新型コロナ対策としてインターネット等を経由した手段も活用しながら、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、フロンティア監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんが、今後の更なる品質向上を期待しています。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

本事業年度より就任した会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株 式 会 社 海 帆 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 神 田 敏 行 ㊞

監 査 役 細 野 順 三 ㊞

監 査 役 竹 尾 卓 朗 ㊞

(注) 常勤監査役神田敏行、監査役細野順三及び監査役竹尾卓朗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)		所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (株)
1	くにまつ あきら 國 松 晃 (1975年12月30日)	2000年8月 2014年6月 2018年11月 2019年6月 2021年1月	株式会社マックス入社 東京チカラめし入社 代表取締役 当社入社社長室長 取締役就任 代表取締役社長就任（現任）	-
2 (新任)	ひらばやし しげる 平 林 茂 (1958年4月15日)	1982年5月 1983年6月 2010年2月 2018年10月 2019年2月 2020年11月	株式会社国際交流サービス入社 国際物流株式会社、代表取締役 就任 アーバンプロダクツ株式会社、社 外取締役就任（現任） 株式会社デンドリックス、取締役 就任（現任） バイオアクセル株式会社、代表取 締役就任（現任） 株式会社セルサイエンス、社外取 締役就任（現任）	-

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の 株式数 (株)
3 (新任)	おかもとあきひこ 岡本 昭彦 (1958年8月22日)	1981年4月 1984年7月 1995年1月 2002年7月 2003年5月 2017年7月	株式会社大沢商会入社 ジャパン・インドネシア・オイル株式会社入社 東京電力株式会社入社 株式会社日本総合研究所、創発戦略センター副主任研究員就任 株式会社インボイス、取締役就任 株式会社医療総合システム、代表取締役就任(現任)	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平林茂氏及び岡本昭彦氏は、社外取締役候補者です。
3. 平林茂氏を社外取締役とした理由は、同氏が豊富な会社経営の経験を有しており、客観的で広範囲かつ高度な視野での当社の企業活動へ助言を期待できることから、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
4. 岡本昭彦氏は、同氏が豊富な会社経営の経験を有しており、客観的で広範囲かつ高度な視野での当社の企業活動へ助言を期待できることから、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
5. 平林茂氏及び岡本昭彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 平林茂氏及び岡本昭彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
7. 当社は役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当該保険の被保険者となります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)		所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (株)
1	かんだ としゆき 神 田 敏 行 (1960年2月11日)	1991年6月 2007年2月 2011年2月 2013年6月 2017年6月	株式会社サガミチェーン(現 株 式会社サガミホールディング ス) 入社 同社開発部部長 同社内部統制・監査室長 同社監査役 当社監査役 (現任)	-
2	ほその じゅんぞう 細 野 順 三 (1971年10月26日)	1997年3月 2004年2月 2004年11月 2013年6月 2014年2月 2015年5月 2017年10月 2017年11月	株式会社財務工房入社 ソルト・コンソーシアム株式会 社、監査役 (現任) Freebalance株式会社、代表取締 役 (現任) 当社監査役 (現任) CAMPANY X株式会社、監査役 (現 任) 株式会社ジェイグループホール ディングス、社外取締役 (現任) 株式会社ファッツ、社外取締役 (現任) 株式会社テイクユー、監査役 (現 任)	10,000

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)		所 有 す る 当 社 の 株 式 数 (株)
3	た け お た く ろ う 竹 尾 卓 朗 (1974年 2 月10日)	1996年 4 月 2006年12月 2015年10月 2016年 7 月 2017年 6 月 2021年 4 月	森永乳業株式会社入社 あらた監査法人（現PwCあらた有 限責任監査法人）入所 竹尾公認会計士事務所設立、所長 （現任） CTS監査法人設立、代表社員（現 任） 当社監査役（現任） 株式会社ひかりホールディング ス、監査役（現任）	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 上記の監査役候補者3名は全員が社外監査役候補者です。
3. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
- (1) 神田敏行氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる上場会社での内部統制監査室長や監査役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (2) 細野順三氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が経営コンサルタント業を営む会社の経営者として、経営及び財務に関する豊かなコンサルティング経験を有していることから、業務執行面での有効な監査を期待でき、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- (3) 竹尾卓朗氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、業務執行面での有効な監査を期待でき、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 神田敏行氏は、現在当社の社外監査役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

5. 細野順三氏は、現在当社の社外監査役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
6. 竹尾卓朗氏は、現在当社の社外監査役であります、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は監査役候補者3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。監査役候補者3名の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、監査役候補者3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、監査役候補者3名の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
9. 当社は役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当該保険の被保険者となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者伊藤歌奈子氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)		所有する 当社の株式数
いとう かなこ 伊藤 歌奈子 (1983年2月10日)	2006年10月 2006年10月 2016年12月	弁護士登録 石原法律事務所勤務(現任) 小林クリエイト株式会社、社外監査役 (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 伊藤歌奈子氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 伊藤歌奈子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 伊藤歌奈子氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 伊藤歌奈子氏が監査役に就任した場合には、当社が締結している役員等賠償責任保険(D&O保険)の被保険者となります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅四丁目4番38号

- ◆会場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）
小ホール1

- ◆J R名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩5分
◆ユニモール地下街5番出口 徒歩2分



＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

新型コロナウイルスが流行しておりますが、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。郵送やインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

